第十　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第十一　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

参　議　院

議事日程　第二十三号

平成二十八年四月二十七日（水曜日）
午前十時　本会議

第一　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案提出

四月二十七日議員から次の議案が提出された。
金融商品取引法の一部を改正する法律案（大久保勉外八名発議）（参第九号）

議案受領（予備審査）

四月二十七日衆議院から次の議案が送付された。
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律案（農林水産委員長提出）（衆第二九号）

議案付託

四月二十七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（閣法第三二号）
内閣委員会に付託
投資の相互促進及び相互保護に関するオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）
外交防衛委員会に付託
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一七号）
経済産業委員会に付託

質問主意書提出

四月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。
政府が集団的自衛権の行使を認める中での公海上における核兵器、化学兵器、生物兵器等の大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書（白眞勲提出）（第一〇六号）

官庁報告

法　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人青木幹治は願により公証人を免ぜられた。（四月二十一日）（法務省）

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年５月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年５月２日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１．制定された日本工業規格

歯科用石こう（膏）	T6600

２．改正された日本工業規格

歯科用ハンズピースーホースコネクター形状及び寸法	T5905
歯科用アルギン酸塩印象材	T6505
歯科用寒天印象材	T6512

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年５月１日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年５月２日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄

記

制定された日本工業規格

医用電気機器－第２－64部：粒子線治療装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	T0601－２－64
診断用Ｘ線に対する防護用具－第１部：材料の減弱特性の決定方法	T61331－１
診断用Ｘ線に対する防護用具－第２部：透明防護板	T61331－２
診断用Ｘ線に対する防護用具－第３部：防護衣，防護眼鏡及び患者用防護具	T61331－３

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年５月１日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年５月２日

経済産業大臣　林　幹雄

記

廃止された日本工業規格

診断用Ｘ線防護用具	Z4831

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、岩手労働局の関係事業主を代表する者中村泰人の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年５月２日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、岩手労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成28年５月16日

４　推薦書及び添付書類提出先　岩手労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

静岡県富士宮市山宮3765番地15**株式会社富士山ポートリー**の工場財団に静岡県富士宮市山宮3765番地15株式会社富士山ポートリーの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年５月２日

静岡地方法務局富士支局